

株式会社室崎商店に対する出資決定について

2011年11月18日
株式会社企業再生支援機構

株式会社企業再生支援機構（以下「機構」という。）は、2011年9月29日に株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号。以下、「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行った下記の事業者について、本日、法第28条第1項、法第31条第1項に規定する債権買取り等をしない旨の決定を行ったことを受け、法第31条第1項に規定する出資決定を行いました。

1. 対象事業者の氏名又は名称

株式会社室崎商店（以下「対象事業者」という。）

注：機構は、株式会社浜田あけぼの水産（株式会社室崎商店より事業再生計画に基づいて漁業事業を譲り受ける新会社。以下同じ。）より、下記2の株式の引受けを行います。

2. 出資決定の対象となる募集株式発行の概要

募集株式の発行会社	株式会社浜田あけぼの水産
募集株式の種類	普通株式
払込期日	2011年12月1日
機構が引き受ける株式数	61株
発行価額	1株につき10万円
出資額	610万円
普通株式に占める機構保有株式の割合	180分の61

注：いずれも予定です。

3. 主務大臣の意見

内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・経済産業大臣：意見なし。

厚生労働大臣：異存はない。ただし、企業再生支援機構は、事業再生計画の実施につき助言・指導するにあたっては、対象事業者における関係法令の遵守及び労働者の雇用の安定等に配慮した労働者との十分な協議の場の確保をお願いする。

以上